

【宇城市不知火美術館施設利用規約】

この規約（以下「本規約」といいます。）は、宇城市より指定を受け、指定管理者として宇城市不知火美術館（以下「本館」といいます。）の運営業務を行うカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「指定管理者」といいます。）が、本館の運営にかかる事項を定める規約であって、本館の施設の利用者に適用されるものとします。

第1条（本規約等への同意）

本規約は指定管理者の管理する施設のうち宇城市美術館条例（平成17年宇城市条例第86号。以下「条例」といいます。）及び宇城市不知火美術館条例施行規則（平成17年宇城市教育委員会規則28号。以下「規則」といいます。）に定めるもののほか、規則第4条に定める施設（以下「貸出区画」といいます。）の利用に関し、本館の施設の利用者（以下「施設利用者」といいます。）に遵守いただく事項を定めるものです。

第2条（利用対象）

- 施設利用者は、以下の各号の全てに該当する場合、貸出区画の利用の申込みを行うことができます。
 - 日本国内に住所を有する者
 - 年齢18歳以上である者、又は未成年者で保護者の同意を得ている者
 - 暴力団又はその構成員の統制下にある団体として活動している又はそのおそれがあるものに該当しない者
- 貸出区画は、本館の施設のうち、以下の区画とします。
 - 展示会場第1室
 - 展示会場第2室（以下、展示会場第1室とあわせて総称して「展示会場」といいます。）
 - アトリエ
- 展示会場の貸出期間は、原則として1週間とし、施設利用者は、展示期間前日の月曜日に展示会場への搬入・飾り付けを実施し、火曜日から日曜日までの6日間を展示期間として利用するものとします。ただし、貸出期間の開始日にあたる月曜日が祝祭日にあたる場合、貸出期間が延長され、又は、次の施設利用者による当該展示会場の利用が短縮される場合があります。

第3条（利用申込）

- 出区画の利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、規則で定める「不知火美術館施設利用許可申請書」（以下「利用申請書」といいます。）を本指定管理者に提出し許可を受けてください。
- 利用申請書の提出があった場合であっても、指定管理者が以下の各号に該当すると判断する場合には、指定管理者は貸出区画の利用の許可を行わず、又は、許可を取り消すことができるものとします。
 - 利用申請書の記載に誤り、遺漏があるとき
 - 施設利用者が第2条第1項各号のいずれかに該当しないとき
 - 貸出区画の利用目的が、物品類の販売を主要な目的とするなど、絵画、デザイン、彫刻、工芸、書、写真など（以下「美術作品」といいます。）の展示若しくは鑑賞の目的（貸出区画がアトリエの場合、美術作品の制作又は美術に関連する教授の目的を含む。）でないと認められるとき
 - 指定管理者の定める期日までに貸出区画の使用料の納入がないとき
 - 貸出区画における展示にかかる美術作品の所有者・管理者などから、本館における展示の許可を得ていないとき
 - その利用が本館の設置の目的に反するとき
 - その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
 - その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき
 - その利用が本館の施設又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
 - その他適用のある法令、条例、規則に違反するとき
 - その他本館の管理上の支障があると認められるとき
- 指定管理者は、貸出区画の利用の許可にあたり、本館の管理上必要となる利用の条件をつけることができるものとします。
- 貸出区画の利用の許可を得たもので、利用の中止又は利用内容の変更を行う場合には、利用開始日の7日前までに、規則で定める「不知火美術館施設利用変更等申請書」を当館に提出するものとします。

第4条（利用申請書の提出期間）

利用申請書の提出は、貸出区画の種別に応じ、以下の期間内（以下「申請期間」といいます。）に行う必要があります。

- 展示会場
利用希望日の属する年度の前年度10月1日から2ヶ月前（同日が休館日の場合は、その翌日）まで
- アトリエ
利用希望日が属する月の6ヶ月前の月の1日から2週間前（同日が休館日の場合は、その翌日）まで。ただし、別途宇城市の定めるアトリエ年間利用登録者制度に登録した方がご利用を希望する場合には、当該制度の定める期間とします。

第5条（使用料）

- 貸出区画の使用料は、貸出区画の種別により、以下のとおりとします。

施設名	利用区分	使用料	
		利用者が入場料金を徴収しない場合	利用者が入場料金を徴収する場合
展示会場第1室	1日	2,800円	4,300円
展示会場第2室	1日	2,400円	3,700円
アトリエ（大）	午前（9:00－12:00）	600円	900円
	午後（13:00－17:00）	800円	1,200円
	夜間（18:00－20:50）	600円	900円
アトリエ（小）	午前（9:00－12:00）	300円	450円
	午後（13:00－17:00）	400円	600円
	夜間（18:00－20:50）	300円	450円

（備考）アトリエ（大）又はアトリエ（小）を使用する場合において、利用区分間を引き続き使用するときの使用料の額は、それぞれの利用区分ごと使用料の合計額とします。

第6条（付随提出書類について）

貸出区画の利用の許可を受けた施設利用者は、以下の各号の書類を、貸出期間の開始日の2ヶ月前までに、指定管理者に提出するものとします。

- 展示会用ポスター（3枚）
- 別途当館の指定する「美術館施設使用計画書」

第7条（展示会場への搬入・搬出について）

- 展示会場への搬入は原則として月曜日に行うものとします。作業時間は、午前8時から午後6時までとします。ただし、月曜日が祝祭日の場合、振替により火曜日となります。
- 貸出期間が終了した場合、貸出期間の最終日の閉館後午後6時から午後7時までに、貸出区画への搬入物の搬出を行い、貸出区画を原状に復したうえで指定管理者に返還するものとします。もし搬入物の搬出の時間を変更する場合は事前の届け出が必要となります。
- 前各項により指定した搬入・搬出日時以外での美術作品の搬入・搬出及び本館における美術作品の保管はお受け致しかねます。
- 搬入・搬出の際は、別途指定管理者が指示する場合を除き、本館中央裏口、又は荷解き室から行ってください。また、美術作品の搬入・搬入は作品をひとまとめにしてこれを行うものとし、搬入・搬出の際の交通整理については、施設利用者において係員等を手配のうえ対応にあたってください。
- 搬入搬出の際には、本館事務所に連絡のうえ係員の指示を受けこれに従うものとします。また、施設利用者の責任者は展示・撤去作業終了まで立ち会いを行ってください。
- 本館備え付けの備品・用具等（以下「展示用具等」といいます。）の借用を希望される場合は、別途本館の指定する「美術館施設使用計画書」を提出のうえ、係員の指示に従ってください。
- 借用した展示用具等は、種類別に数を確認のうえ、元の場所に返却してください。
- 会場設営時、作業用としてタワー・脚立等を使用される際には係員の指示に従うとともに、施設利用者の責任のもと、転落防止等安全管理には十分注意してください。作業者の確保が必要な場合は、施設利用者側での手配をお願いします。なお、作業中の事故等について、本館は責任を負いかねますのでご了承ください。

第8条（使用の中止）

貸出期間中に以下の各号に該当する事由がある場合、指定管理者は、施設利用者に対し貸出区画の利用の中止を求めることができるものとします。

- 第3条第2項各号の事由が認められる場合
- 指定管理者からの施設又は貸出区画の使用上の指示又は注意事項に違反した場合
- 前各号のほか、貸出区画の利用が本館の管理上の支障を生じる場合

第9条（利用上の注意事項）

- 施設利用者は、貸出区画の利用及びこれに伴う本館の利用につき、以下の各号を遵守するものとします。
- 許可された場所以外は使用しないでください。告知用ポスター・看板等を持ち込む場合は職員の手配に従って掲示してください。
 - 展示会場における生花の展示・陳列及び水物の使用は禁止します。
 - 貸出区画における制作実演、美術作品の加筆・修正・変更はご遠慮ください。ただし、アトリエにおいては、事前に利用目的において定めた場合は除くものとします。
 - 本館内での喫煙、飲酒は禁止されています。飲食は所定の場所でお願います。また、飲食にともなう出たゴミは、各自お持ち帰りください。
 - 本館施設・設備の汚損については、施設利用者の責任で原状に復帰してください。
 - 釘、粘着テープは使用しないでください。キャプションは、出来る限り「ソフト粘着剤」でとめてください。また、本館施設内にポスター等を掲示する場合の糊・テープ類の使用も禁止とします。
 - 室外に濡れるような音量は他の利用者のご迷惑になりますのでお控えください。
 - 展示期間中は会場に受付を配置し、入場者数を記録してください。（別途指定管理者の指定する「実施報告書」に入場者数を記入して提出していただきます。）
 - 展示期間中は、施設利用者の責任により、開館から閉館まで監視の対応を実施いただきます。
 - 芳名録、ペン、当番表が必要な時は、施設利用者においてご用意してください。

第10条（貸出区画の利用終了）

- 施設利用者は、貸出区画等の利用が終わったときは、速やかに当該貸出区画（貸出区画以外の本館の施設・設備に変更を加えている場合には、これを含みます。）を原状に回復し又は搬入した物件を撤去するものとします。なお、本規約の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様となります。搬出は、第7条その他の搬出にかかる指定管理者の指示にしたがってこれを行ってください。
- 施設利用者が、前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用を、施設利用者にご負担いただきます。
- 貸出区画の利用終了後に当該貸出区画に残置された物品については、指定管理者の裁量により破棄・処分することができるものとし、施設利用者は予めこれを承諾するものとします。

第11条（指定管理者の責任範囲）

- 貸出区画に展示された美術作品、貸出区画に施設利用者が搬入した物品、施設利用者の貴重品は施設利用者が自らの責任において管理するものとし、これらの紛失、盗難、事故が発生した場合であっても、指定管理者又は宇城市は責任を負いかねます。
- 前項のほか、指定管理者又は宇城市は、貸出区画の利用に関し施設利用者が生じた損害について、指定管理者又は宇城市の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 施設利用者と展示物の観覧者その他の本館のご利用者との間で発生したトラブルに関して、当該トラブル発生につき指定管理者又は宇城市に責めに帰すべき事由がない限り、指定管理者又は宇城市は一切責任を負わないものとします。

2022年4月1日 制定

美術館施設利用のご案内

不知火美術館施設貸出について

不知火美術館は施設貸出を行っています。利用希望者はこちらの案内と、宇城市不知火美術館施設利用規約をご確認の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

貸出会場について

施設貸出で利用できる会場は以下です。

	名称	広さ	使用用途
展示会場	展示会場第1室	10m×11.7m	作品展示
	展示会場第2室	6.6m×16.5m	作品展示
アトリエ	アトリエ（大）	8.1m×3.1m	各種創作活動や自主講座など
	アトリエ（小）	5.0m×3.1m	各種創作活動や小規模の作品展示

展示会場の申請・利用時間について

- ・展示会場は展示入替日が休室日です。
- ・展示会場は原則として1週間単位で申請・利用ができます。
- ・展示会場の開館時間は午前9時から午後6時まで、土曜日のみ午前9時から午後9時までです。

アトリエの申請・利用時間について

- ・アトリエに休室日はありません。（臨時休館日を除く）
- ・アトリエの利用時間は右記の表をご参照ください。
- ・アトリエは午前・午後・夜間の単位で申請・利用ができます。

貸出方法について

施設貸出は以下の流れでご利用ができます。

● 展示会場貸出の申請方法

- ① 毎年10月1日から翌年度の展示会場貸出の募集を開始します。募集期間に合わせて展示利用許可申請書をご提出ください。
- ② 利用許可申請書の記載内容を当館で確認の上、展示日程を調整して展示者の方にご連絡いたします。
- ③ 展示が決まった方は展示の2ヶ月前までに美術館施設使用計画書、展示会用ポスター（3枚）をご提出ください。
- ④ 展示開始の3日前までに利用料金をお支払いください。
- ⑤ 利用日当日に不知火美術館施設利用許可書を持参し、美術館カウンターにお越しください。

● アトリエ貸出の申請方法

- ① 美術館カウンターに利用日の2週間前までに利用申請書をご提出ください。
- ② 利用許可申請書の記載内容を当館で確認の上、展示日程を調整して展示者の方にご連絡いたします。
- ③ 展示が決まった方は展示の2ヶ月前までに美術館施設使用計画書、展示会用ポスター（3枚）をご提出ください。
- ④ 展示開始の3日前までに利用料金をお支払いください。
- ⑤ 利用日当日に不知火美術館施設利用許可書を持参し、美術館カウンターにお越しください。

施設貸出の使用料について

各会場の利用料金は下記の表をご参照ください。

施設名	利用区分	使用料	
		利用者が入場料金を徴収しない場合	利用者が入場料金を徴収する場合
展示会場第1室	1日	2,800円	4,300円
展示会場第2室	1日	2,400円	3,700円
アトリエ（大）	午前（9:00－12:00）	600円	900円
	午後（13:00－17:00）	800円	1,200円
	夜間（18:00－20:50）	600円	900円
アトリエ（小）	午前（9:00－12:00）	300円	450円
	午後（13:00－17:00）	400円	600円
	夜間（18:00－20:50）	300円	450円

ご利用時の注意点

- ・使用を許可された場所以外の利用はできません。
- ・右記の貸出備品にない備品はご自身でご準備ください。
- ・大型物品の持ち込みについては事前にご相談ください。
- ・施設内に持ち込みできないものがありますので詳しくは事前にご相談ください。
- ・お荷物の事前預かりはできません。
- ・本館施設からの荷物の発送対応は行っておりません。
- ・告知用ポスター、看板等を持ち込む場合は職員の指示に従ってください。
- ・展示会場における生け花の展示・陳列及び水物の使用はできません。
- ・貸出区画における制作実演及び美術作品への加筆、修正、変更はご遠慮ください。ただし、アトリエにおいては事前に利用目的として申請した場合は除くものとします。
- ・飲食は所定の場所で行います。飲食にともなって出たゴミは各自お持ち帰りください。
- ・原則として、貸出会場内でのお食事はできません。（アトリエのみお飲み物のお持ち込みが可能です。）
- ・本館施設及び設備の汚損があった場合には施設利用者の責任で原状に復帰してください。
- ・展示の際に釘や粘着テープの使用はできません。キャプションはできる限り「ソフト粘着剤」でとめてください。
- ・本館施設内にポスター等を掲示する際に糊やテープ類は使用できません。
- ・室外に漏れるような大きな音は他の利用者のご迷惑になりますのでお控えください。
- ・展示期間中は会場内に受付を配置し、入場者数を記録してください。（別途「実施報告書」に入場者数を記入し提出していただきます）
- ・展示期間中は施設利用者の責任において開館から閉館までの間、会場内の監視及び受付等の対応をお願いします。
- ・出席者、来場者への電話取次、伝言サービス等は行っておりません。施設利用者の責任において問い合わせ連絡先をご設定ください。

その他

- ・管理運営上、貸出会場の利用中に施設職員が許可無く立ち入ることがあります。
- ・当施設が運営管理上必要と判断し、お願いする事項については必ず遵守してください。

貸出備品について

以下の備品を貸出しています。施設貸出申請時にお申し出ください。なお、備品には限りがありますので、貸出をお断りする場合がありますことご了承ください。

備品	借用可能個数
長机	24
スツール	20
受付用机・椅子	1
パーテーション	8組
延長コード	－
ワイヤー	140
ぼうず（フック）	140
展示設営用タワー、脚立（2.5m、1.7m、1.1m）	各1
道具箱一式	1
プロジェクター	1
スクリーン	1
マイクスピーカー	1
モニター	1
展示用結界	15組

申し込み・問い合わせ先

不知火美術館・図書館

熊本県宇城市不知火町高良2532
【電話】0964-32-6222 【FAX】0964-32-6213
【受付時間】9:00－21:00